



仏壇公正競争規約の認定書を手にする小堀賢一代表（左から2人目）
左から中小機構理事吉田雅彦氏（前経産省製造産業局参事官）
1人おいて経産省商務情報政策局長永塚誠一氏 森正専務
4月19日・経済産業省

仏壇公正競争規約、公取委・消費者庁から認定・承認

品質表示・原産国表示の基準と表示内容を示し、不当な二重価格を制限する業界ルール

仏壇公正取引協議会準備委員会（小堀賢一代表）が公正取引委員会と消費者庁に提出していた「仏壇の表示に関する公正競争規約」と「仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則」（以下仏壇公正競争規約）が四月十二日、認定・承認された。これにより仏壇公正競争規約は国が認めた業界のルールとして、消費者が適正に仏壇選びができる環境を作り出すことになる。

四月十九日には、仏壇公正取引協議会準備委員会の小堀賢一代表と森正専務が消費者庁を訪れ、公正取引委員会事務総局取引企画課長山田弘氏及び消費者庁表示対策課長片桐一幸氏より「仏壇の表示に関する公正競争規約」認定書と「仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則」承認書を手渡された。

片桐課長が「お仏壇には魂を入れるという言葉があるようですが、仏壇公正競争規約にも是非魂を入れて運用して頂きたい」と激励の言葉をかけると、小堀代表は「業界には宗派別・地域別などの事情などもあり、規約を作るための意見集約は大変でした。これからは協議会設立に向けての本

格的な作業が始まりますが、協議会を設立させ、しっかりと規約を運用していきたいと思えます」と応えた。

消費者庁訪問の後には、経済産業省を訪れ商務情報政策局長永塚誠一氏（前近畿経済産業局長）、同局審議官今林顯一氏と

面談、これまでの経済産業省の支援に対して感謝の意を伝えた。

仏壇公正競争規約では仏壇の品質表示と原産国表示基準を定め、店頭における表示・カタログ上での表示・仏壇本体への表示・広告における表示事項を決めている。

また、不当な二重価格表示を制限し、不当表示を禁止する。不当表示とは例えば、実際のものよりも著しく優良又は有利

仏壇公正取引協議会設立総会 五月十六日に開催 大田区産業プラザで午後一時より

仏壇公正競争規約認定・承認に向けての活動は仏壇公正取引協議会準備委員会が行ってきたが、仏壇公正競争規約の認定・承認により、準備委員会は仏壇公正取引協議会として活動することになり、設立総会が五月十六日一時より、大田区産業プラザ（京急蒲田駅より徒歩三分）で開催される。

には設立総会の案内状が送付される。詳細については仏壇公正取引協議委員会まで。

TEL 〇三（六二〇六）〇五七二 FAX 〇三（六二〇六）〇五七四